

(返戻金制度)

当社の紹介により求人者が採用した求職者が求人者に出社する前または出社した後、明らかに求職者本人の責により解雇に該当した場合、または求職者本人の都合により出社後 14 日未満で退職した場合、当社は求職者に関して受領した紹介手数料のうち、次の金額を求人者に返還するものとする。

なお、求人者の責による退職、解雇もしくは求職者の死亡など不測の事態による退職の場合、本制度は適用されない。

1. 求職者が入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合紹介手数料の内、受領金の 80%を返金する。
2. 求職者が入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合紹介手数料の内、受領金の 50%を返金する。

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先(求人者)で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しない。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合がある。

2022年7月1日

許可番号 14-ユ-301956

事業所の名称及び所在地 idemic株式会社

神奈川県茅ヶ崎市菱沼 1-6-15